

議 案 第 5 1 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年12月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。